

広報

# 麻生

昭和62年7月15日発行

No.391

'87 7



五町田の祇園祭

## まちの人口

|     |         | 前月比   |
|-----|---------|-------|
| 総人口 | 18,068人 | - 4人  |
| 男   | 8,941人  | - 8人  |
| 女   | 9,127人  | + 4人  |
| 世帯数 | 4,159世帯 | + 3世帯 |

## 主な内容

- 第二回定例会----- P 2
- 一般質問----- P 3~8
- よい歯のコンクール----- P 9
- 保健婦だより----- P 10
- くらしの豆知識----- P 12

## 第二回定例町議会

国保税の最高限度額が  
三十九万円に

麻生町議会第二回定例会が、六月十六日から四日間の会期で開かれました。

議会は町長の町政報告の後、専決処分のご報告一件と、国保税条例の一部改正など七件の議案審議が行われ、議案はすべて原案どおり議決されました。なお、議案審議の後、六名の議員により一般質問がありました。

## 〔報告第二号〕

専決処分の承認を求めること

「白帆荘」利用条例の一部を改正する条例について、実施期日切迫のため議会を招集する暇がなかったので専決処分をし、それを議会に報告して承認を求めたものです。

## 〔専決第二号〕

麻生町国民宿舎「白帆荘」

利用条例の一部を改正する条例

白帆荘の宿泊利用料を引き上げたものです。

## 〔議案第二十一号〕

麻生町国民健康保険税条例

の一部を改正する条例

国保税の最高限度額を、三十七万円から三十九万円に引き上げるなど、税率等の改正を行ったものです。なお、税率については次のように改められました。

- 所得割 百分の八・二八
- 資産割 百分の三・二・八
- 被保険者均等割 一人につき九千五百円。

○世帯別平等割

一世帯につき一万八千五百円。

## 〔議案第二十二号〕

麻生町第二簡易水道事業昭和六十二年浄水場工事工期請負契約について

この請負契約を締結するにあたり、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。

- 契約方法 指名競争入札
- 契約金額 五千五百五十万円

○契約の相手方

昭和下水道土木(株)

取締役社長 岩崎興三

○工事の概要

施工場所 大字船子・行方

於下地内

工事内容 取水ポンプ設備

工事外

## 〔議案第二十三号〕

麻生町第二簡易水道事業昭和六十二年配水管布設工事(第一工区) 請負契約について

この請負契約を締結するにあたり、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。

- 契約方法 指名競争入札
- 契約金額 六千六百七十万円

○契約の相手方

富士開発工業(株)

代表取締役 吉田和夫

○工事の概要

施工場所 大字橋門・小高

南・島並地内

工事内容 配水管工事・消

火栓設備工事(十二基) 外

## 〔議案第二十四号〕

麻生町第二簡易水道事業昭和六十二年配水管布設工事(第二工区) 請負契約について

この請負契約を締結するにあたり、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。

- 契約方法 指名競争入札
- 契約金額 五千九百万円

○契約の相手方

室田建設(株)

代表取締役 室田 隆

○工事の概要

施工場所 大字南・小高地

工事内容 配水管工事・消

火栓設備工事(十一基) 外

〔議案第二十五号〕

麻生町第二簡易水道事業昭和六十二年配水管布設工事(第三工区) 請負契約について

この請負契約を締結するにあたり、町条例の規定により議会の議決を求めたものです。

- 契約方法 指名競争入札
- 契約金額 六千二百万円

○契約の相手方

藤崎建設工業(株)

代表取締役 藤崎 勉

○工事概要

施工場所 大字南・井貝・島並・小高地内

工事内容 配水管工事・消火栓設備工事(十一基) 外

## 〔議案第二十六号〕

昭和六十二年麻生町一般会計補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ九百十八万九千円を追加し、歳入歳出それぞれ三十三億三百九十八万八千円としたものです。

本案は、賛成多数により議決。

## 〔議案第二十七号〕

昭和六十二年度麻生町老人保健特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六百二十七万一千円を追加し、歳入歳出それぞれ八億二千八百九十一万八千円としたものです。

## 一般質問

A議員 機構改革と分離独立

についてお聞きします。議会事務局について、セントラルからの訴訟事件が起こされている状況の中で、当事の議事録は、要点筆記で読みにくい点があるようです。

近隣の町村では、専属の職員を置き、議会だよりの発行議事録の整理などをしており町としても議会事務局の充実を図る時期に来ていると思うが。また、農業委員会事務局についても、経済課から分離独立させる時期に来ていると思うが。

**町長** 内部の執行体制について、専門のコンサルタントに調査を依頼する事も考えており、ご期待に添うよう十二分検討していきたい。

**A議員** 長期に継続するプロジェクトについては、専門の知識を持った職員の配置が必要ではないか、また、今後の職員採用の中で、専門の知識を持った者を採用する時期に来ていると思うが。

**町長** 情報の多様化などもあり、できるだけ考えていきたい。

**A議員** 六月十二日に開かれた、セントラルゴルフとの間の裁判の経過をお聞きしたい。  
**総務課長** 裁判の内容としては、裁判官による原告の請求主旨に対する質問、双方の弁護士の書類の取りかわしがあり、特別意見を出し合うものではありませんでした。

**A議員** 当事の議事録では、麻生カントリーから二千万円

が寄付金として町に入っており、セントラルからは八千万円ほどが雑入で入っています。同じ主旨・性格のものでありながら、なぜ違う扱いをしたのかお聞きしたい。

**収入役** 当事の議事録によると、麻生カントリーはどちらでもよいという事で寄付金の扱いをし、セントラルの方は

## 一般質問

寄付金ではだめという事なので、雑入に入れた様です。

**A議員** 当事から、セントラルから町が寄付を受けたと、住民も思っていたが、同じ主旨だったら同様に扱うべきだと思う。寄付金にも、町が領収書を発行しますか。

**収入役** 寄付金の場合、寄付採納願が出ないと寄付金として町の会計に入れられない事となっており、また、寄付金にも領収書は発行します。

**A議員** 区長会の皆さんが、し尿処理場の視察をしたそうですが、その結果報告をお願いします。

**環境課長** 六月九日・十日の二日間、いわき市と里美村の二ヶ所を視察しました。いわ

き市では、予定地が決まり、現在造成中の場所ので、建設にいたる経過などの説明を受け、また、里美村では、昨年建設された施設を見ました。

**B議員** し尿処理場については、何年も前からこういう状況であり、議会で予定地を買収する議決をした経過もあります。必要な施策を講じ、一日も早く建設していただきたい。

**町長** 協議会には積極的な

**B議員** セントラルゴルフ西野商事の訴訟問題について、十一点について細かくお聞きしたい。町民の重大な関心事となっており、嘘、偽りのない言葉をお願いしたい。まず第一点として、予納金一億円の返還訴訟が出されたが、町はこの一億円をどうして受領したのかお聞きしたい。

**A議員** まず、口火をきったのが区長会の視察だということですが、今後はどのような団体に視察してもらうのかお聞きしたい。

**町長** 西野商事の社長が議会の全員協議会に呼ばれ、社長の方から迷惑をかけたので、迷惑料をあげますよということと、こちらから要求したわけではありません。

**町長** 今後は、婦人会や各種団体の長などあまり視察をした事のない皆さんに行ってもいい、PRしていきたい。避けては通れない問題なので、たくさんの方に理解してもらい精力的に進めたい。

**B議員** その件について、町長は立ち会ったのか。

**A議員** 環境施設促進協議会がしばらく開かれていないが今後、協議会をどう進めるのかお聞きしたい。

**町長** 協議会には積極的な

**町長** 協議会には積極的な

**B議員** 町長は予納金と言ったようだが。

**B議員** 町長は予納金と言ったようだが。

**町長** これは迷惑料で、あらは予納金として納めさせてくれということで、こちらでは迷惑料と考えている。

**B議員** 第二点として、町長は、六月二日の議会全員協議会で、迷惑料として受けとったということですがそれは本当ですか。

**町長** 協議会で迷惑料として一億円あげますよと言いなから具体的に持ってきたわけではなく、同意書は書けないと言ったところ、西野商事では、代議士をたて県の許可を取ろうとしたわけですが、許可がもらえず、そこで即金で三千万円、あとは四千万円、三千万円と三年計画で払うことになったわけですが。

**B議員** それでは第三点ですが、この裁判に関して町で保管している、一億円を決めたときの領収書などの書類はあるのか、ないのか。あれば見せていただきたい。都合が悪ければありますという事だけお聞きしたい。

**町長** 金については、収入役が預かるもので、その関係の書類は残っています。

**B議員** それでは第四点ですが、西野商事からの訴訟によ

る一億円は、町有財産払い下げという予納金として受けとったのか本心をお聞きしたい。

**町長** 土地代ではないという念書が入っています。

**B議員** 町長は、ぜったい土地代ではないということですね。

**町長** そうです。

**B議員** 第五点ですが、私の調査によると、町はその当分の収入役の名義で領収書を発行しているが聞いたがそれは本当ですか。発行しているとすれば、領収書には何と書いてあるか。私は写しを見ているが、ここで見せてもらいたい。

**総務課長** 領収書の件ですが裁判の際にむこうから証拠として出してきました。それによると昭和四十八年の三千万円については、歳入歳出外現金三千万円として、町有財産払い下げ概算予納金という領収書になっています。このほか約束手形三通の受領書にも同様の内容が書かれています。

**B議員** 先ほどの話とは違う所もあり、予納金にまちがいないようですね。では、第六点として、セントラルゴルフ場内町道については、公用廃止が町としてあるのかどうかお聞きしたい。

**総務課長** 町道の公用廃止は二回にわたって行われており昭和四十八年三十本、五十年に二十五本が廃止になっています。ただ、敷地内の全部が廃止にはなっていません。

**B議員** 第七点として、セントラルゴルフから町道払い下げについて、今までのどのような要請を受けたのか、また、

## 一般質問

何回要請を受けたのかお聞きしたい。

**町長** 私の方へは、直接は来ていません。

**総務課長** 私が関係した範囲では、直接の話は聞いていません。払い下げ関係については、地積調査が完了しないことがネックになっていて、その間払い下げの手続きをしながら進めたいという事で準備を進めていたのは事実です。

**B議員** 第八点として、町はこの訴訟に関して裁判をどのようにたたかっているのかお聞きしたい。

**町長** こちらの話が、相手側に筒抜けになる心配があるので、要点は話せないが慎重にやりたい。

**B議員** この裁判に勝つのはおそらく大変なことだと思います。裁判が長くなればなるほど、金額が一億ですから利子の額もかなりなものになってきます。なかには、生活の苦しい人からも税金をもらっており、町民に申し訳がたつように、町長によく考えていただき、これからどうしたらいいか、助役や議会に相談するの、それともあくまでも頑張っていくのかお聞きしたい。

**町長** 民事裁判でたいへん長くなると思いますが、町としてはできるだけ慎重にやっていたい。正義は勝つという信念を持っています。

**B議員** 第九点に入ります。町として、この一億円の利用運用について、予納金としてもらったと総務課長は言った訳ですが、これを使ったのか、どういう使い方をしたのか、正直に言っていたください。

**総務課長** 昭和四十八年から五十年にかけて、西野商事から町に入った元金及び利子およそ八千二百万円については五十年十月の臨時議会では一般会計へ雑入として入れ、予算書には、補償料となっていました。なお、歳出については、公民館建設基金の積立金として

て議決されています。

一億円に対する残りの二千三百三十四万円とその利子は五十二年四月から五十二年十一月までに町の方に入り、五十三年度の議会で、雑入として町予算に入れられ、歳出は土地開発基金の積立金として議決されています。金の流れは以上です。

**B議員** 先ほどの話では予納金ということですが、それを公民館などに使ったという。予納金をその様に使えるんですか。

**総務課長** 領収書の中には予納金となっていますが、町としては迷惑料と考えていたわけで、予算も雑入として入れているので、一般財源として使用できます。

**B議員** 予納金の領収書をやっておきながら、予納金でないという事は、町民に対して申し訳ない事をしたことになり、インチキ処理をしたことになるとは思いませんか。では、第十点ですが、セントラルゴルフは、町に多額の税金を納めまた若い人から老人まで働かせてもらっており、町に貢献しています。町長は、セントラルだけではなくゴルフ場を日頃どう考えているのかお聞きしたい。

**町長** 税金などは法で決まっているものですが、納める事により町に貢献したと私も感謝している。町としても、プロゴルフの大会などにも協力しており、公害のない企業なので喜んでいて。こちらから文句は言っていないので、その点理解していただきたい。

**B議員** 最後に第十一点ですが、これまでの答弁で執行部は、裁判にはぜったい勝つという事です。執行部が議会で嘘をつくようなことがあり、町が裁判に負けるということがあったら、それは大変な責任です。そうなった時、執行部は、町長はどのような責任を取るのかお聞きしたい。

**町長** 先のことなので、ここでどうこう話せませんが、正しい者が正しいのではないかと考えています。



観光週間 (8月1日～7日)

**B議員** 町の執行部は大切な町民の税金ですから、一億円にさらに何千万円も利子をつけないよう頑張っていたきたい。また、もし負けた時はそれなりの処理をお願いしたい。

**C議員** 町長は三月定例会の冒頭のあいさつで、選挙のしこりをなくし円満な行政運営をと言っておきながら、ある議員の一般質問の答弁では、それとはうらはらなことを言っている。そういうことが、

**B議員**が質問したような大問題となっているわけです。五月一日の人事異動の、あの目的はなんだったのですか、あれが小沼町政の総仕上げ総決算を目ざすものなのか、あるいは選挙がらみなのかお聞きしたい。また、前回の一般質問で、町長は、八千二百三十二票の批判票を冷静に受けとめ、町政にのぞんでほしいと発言したが、それが町報には載っていない。ただいまB議員が言ったことも、総て載せてもらわないと議会のガラス張りにはならないと思うが。

**町長** 議員の異動については誰がどの職場へ行っても、そこで勉強してもらうことが大切だと考えています。法で決まっている問題、地方公務

員は選挙運動はしてはいけないことになっているのにやったということ、懲戒処分も考えたのですが、できるだけ穏便な方法をとったということです。

**C議員** 選挙がらみの異動をやったということですね。職員の中に選挙運動をして取り締りを受けた者がいたような答弁だが。

**町長** 運動をした人がかなりいたのは事実で、県の方とも相談して、なるべく穏便な方法でやったわけです。

**C議員** 選挙は誰かを支持するわけで、町長は支持と選挙運動を誤解しているようです。その区別をお願いしたい。

**町長** 選挙は自由ですが、候補者を連れて歩いたとか、そういう職員もいたことをご理解いただきたいと思います。

**C議員** B議員の一般質問のなかで、予納金であるという総務課長の答弁があつたわけですが、町長は認めますか。

**町長** 当事の状況から考えても、これは迷惑料です。当時の議員さんにも聞いていただと思います。

**C議員** 領収書にはつきり予納金となっているのに、町長は迷惑料だという。証拠はあると言いながら、見せてもら

えない。町長を信用したいが確証がなければ信用できないし、町民に対し説明もできないので、地方自治法第百条の調査委員会をつくり、徹底的に追及しなくてはならない状況にもなっています。

B議員の一般質問で、予納金であることが明確になりつつあり、町長がそれを認めるかどうかです。

**町長** 当時の状況から迷惑料と確信しています。

**総務課長** 概算予納金として一億円予納するという申し入れ書と同時に、別に公用廃止払い下げ譲与代金は、別途、予納金のほかに当社において負担しますという内容の念書

## 一般質問

があります。このような状況から、性質的には迷惑料にあたると思います。

**C議員** 執行部はそれを議会に對し、隠さないで見せていただきたい。今のままではうやむやです。

**町長** 予納金として入っているようだが、土地代は別途支払うという念書がありますか

ら、迷惑料として解釈しています。

**C議員** 証拠書類は見せていただけますか。

**総務課長** 裁判中のことで、書証として出さなくてはならないものなので、資料の公開は、差し控えていただきたい。

**C議員** ゴルフ場は町で同意をして、言いかえれば町が誘致したわけですから、セントラル側から請求がなくても道路は払い下げてやらなくてはならないと思う。それを十四年間もやらなかったのはどういうことかお聞きしたい。

**町長** 確かにそういう意見はあると思いますが、町の方でゴルフ場内の地積の再調査をやるうと思いましたが、すでにオープンされ、仲々調査が始まらない状況もあり地積調査が遅れてしまいました。昨年十月に終つたので、すぐに手続に入ろうと思つたら、今回の事件ということですが、

**C議員** 地積調査が終らなかつたから、公用廃止・払い下げができないという。もとの地積図はあつたはずですが、ほかに理由はなかったのですか、それとも怠慢ですか。

**総務課長** 公用廃止については、議会から要望があつた主

要道三本を除いて終っています。払い下げについては、手続上、公図としてはつきりしたものがなかったため、手続そのものができなかったということです。

小高地区には、もとの地積図がなく、地積調査をやり、ひとつの形をつくり上げたのですが、それが有効になる前にゴルフ場の造成が始まってしまい、ゴルフ場内の地積調査が最後になつてしまったわけです。

**C議員** 地積がはつきりしないままゴルフ場に同意して造成をやらせたわけで、それではやっぱり怠慢じゃないですか。きちんとしてから同意すべきだったと思うが。

**町長** 町からゴルフ場を誘致したわけではないので、その点、誤解のないようお願いしたい。町は協力的にやつてきただけです。

**C議員** 公図ができてから同意するという方向で進んでもらわなくては困る。だから十四年もたつてからこのようなことになるわけです。三本の道路を地元の要求で残したというのですが、それは、ゴルフ場と話しあつてスツキリしていることですか、それとも現実的な問題ですか。

**助役**

ゴルフ場内の町道の件ですが、麻生カントリー内の町道についてはすでに払い下げの手続が終っており、セントラルの方も、地積が終れば当然やらなくてはならない事です。そのためには、何本か残っている町道の内容の検討ゴルフ場自体が何本か道路をつくっており、その認定の問題などがあり、現在、建設課が廃道になっているものなども含め、それらを図面におとす作業を進めています。それが終了したら議員さんにはかり、どれを残し、また廃道にするかなどを検討した後、再び図面の整理をし、確かな面積をつかんでからでないと払い下げの申請はできません。十四年も放っておいてと言われればそうかも知れませんが、申請書を出すには完全なものを作らなくてはならず、ゴルフ場内の地積図については町独自のものを作ったわけで、そのような経過がありできなかったことをご理解いただきたい。

**C議員**

この前の説明で、訴訟には、払い下げには町の世話にならないという項目があるようですが、これは大変な問題です。選挙がらみでこなうたわけですから、町と

しても一日も早く解決の方策をみつめて積極的に取りくんでいただきたい。

次に、し尿処理場の関係で前回の一般質問で、助役さんが、「富田の土地は、し尿処理場をつくる目的で購入し、議会でたな上げにする」というのは失言である」という答弁をしているが、これでまちがいないか、町長からお聞きしたい。

**町長** 助役と同じ考えです。

**D議員** セントラルゴルフの訴訟の件については、これまで細かく質問されていいますがそんなことはないんだと、前向きの姿勢でお願いしたい。なお、セントラルゴルフ場内の道路状況について、新聞の

## 一般質問

報道によると、二十五本廃道にして、五本残っているというのですが本当ですか。また、セントラルゴルフが道路にコンクリートの門柱をたて鉄の扉をつくったと聞いているが、それを確認していますか。

**建設課長** コンクリートの門柱はないと思います。

**総務課長** 町道については、昭和四十八年に三十本、五十年に二十五本それぞれ公用廃止の議決がされています。

**D議員** 新聞にも出ており、町民に町がまちがっていないという事を公表していただきたい。次に小高小学校の通学道路で今だにできていない所があります。立木代が土地代として払ってあるという話も聞かぬが、どうしてできないのかお聞きしたい。

**建設課長** この路線は、道路改良を予算化した経過があるわけですが、一部地権者と未解決の部分があり、その年度は予算が流れてしまったという経過を確認しています。通学路なので問題を解決しだいで予算化して取りくんでいきます。

**D議員** 役場に臨時職員が入っているようだが、退職などで定数減となり人数が足りないのか。電算導入なども行っているのにどうしてなのかその辺の状況をお聞きしたい。

**総務課長** 臨時職員については、現職員だけでは対処しきれない所でつかっています。なお、これは定数関係の臨時職員ではありません。

**D議員** 現在何人いるのか、また、どこの課にいるのかお聞きしたい。

**総務課長** 現在八人おり、建設関係で二人、給食関係で二人、白帆荘で四人となっています。

**E議員** 総事業費約一億七千万円で、役場のとなりに保健センターの建設が決まっているわけですが、工事の工期についてお聞きしたい。

**保健衛生課長** 六月に県から補助金の内示があり、今後、実施設計に入り、昭和六十三年三月までには完成する予定です。

**E議員** 成人病などの病気も多く、早期完成が望まれるわけですが、完成後の使用目的及び運営についてお聞きしたい。

**保健衛生課長** 保健センターについては、老人保健事業に伴う医療費の経減を図ることが目的であると考えます。内容は、母子保健事業、成人、老人の保健事業、予防接種事業などで、これまでは各公民館分館などを利用してそれらの事業を実施してまいりましたが、これからはすべて保健センターで行うことになりま

す。また、機能回復訓練事業としてリハビリの施設も備えられるます。なお、運営については、保

健婦などが中心になりあたります。

**E議員** セントラルゴルフとの訴訟事件で、新聞では契約書と載っていますが、説明会では念書ということでした。契約書はあるのかないのかお聞きしたい。

**総務課長** 私の方であずかったのは念書です。

**E議員** 契約書はないという解釈でいいですか。

**総務課長** 特別契約書にはしていないと思います。

**E議員** 協議会で説明した念書ということですね。

**総務課長** そのとおりです。

**E議員** 現在、ゴルフ場内に生きている道路は何本ありますか。

**建設課長** 確認させていただきます。

**E議員** 現在生きている道路は、安全に使用できるようゴルフ場と話し合い、整備していただきたい。次に麻生カントリーからは、二十万円の寄付金をいただいたということですが、セントラルからは、寄付金はもらっていないと思うが、その辺を確認したい。

**総務課長** 町として、予算書の中で、受け入れているのは雑入です。

**E議員** 裁判の途中で和解と

いう勧告が出たらどうするか。

**町長** むこうから出てくれば考えなくてはならないと思いますが、こちらから和解ということは考えていません。

**E議員** 今後このような事のないよう、執行部も議員も注意しなくてはならない。特に町長は、町の長ですから十分注意をはらい、行政運営にあたっていただきたい。

**F議員** 行方縦貫道の進み具合について、また、北浦大橋が完成するのはいつ頃になるかお聞きしたい。

**企画観光課長** 行方縦貫道は昭和六十五年度には完成すると聞いています。北浦大橋については漁業補償を残すだけとなっていますが、完成の時期については、まだわかりません。

**F議員** 建設に着手する年もわかりませんか。

**企画観光課長** 現在のところわかりません。

**町長** 今年は予算が二億しかついてなく、現在は、漁業補償の方が決まらない状況です。

**F議員** 四全総のなかで、高速道路が潮来から鹿島・水戸へとつながるようになっていくみたいです、町長は行方郡を通して麻生町にインター

チェンジをつくるという話だった。

**町長** 潮来までくる高速道路を、行方台地に通すよう知事を中心に陳情してきたが、私もその話を聞き驚いている。

鹿行の町村長・議長の間で、鉄道は鹿島郡・高速は行方郡ということになっており、今後関係町村と陳情などをしていきたい。

**助役** 鹿行の道路促進期成同盟会のなかで、陳情などの努力をしていかななくてはならないと考えています。

**F議員** インターチェンジができるかどうかで、町の発展も大きく左右されると思いますので、真剣に取りくんていただきたい。

**町長** 全力を尽してやりたいと思います。

**F議員** 町の行財政の合理化について、まず、町職員の数と、職員一人あたりの人口をお尋ねします。

**総務課長** 職員は全部で百九十四名おり、職員一人あたりの人口は、九十五人ぐらいになると思います。

**F議員** 毎年職員が増えて、逆に人口は少しずつ減っています。県平均や、近隣町村と比べてはどうなのかお聞きしたい。

**総務課長** 町村の取りくむ仕事の内容によりちがうと思いますが、麻生町の場合、もう少し職員が増えてもいいと考えています。

**F議員** 今後は、公営の事業が増えてくると思うが、技術専門の職員を採用してもいい時期にきていると思うが。

**総務課長** ご指摘のとおりだと思います。今後は、土木関係・情報処理関係で専門の技術を持った職員が必要になってくると思います。

**F議員** 地場産業の育成、また、土木関係での業者の指揮監督などの点からも、専門技術を持った職員の採用などを積極的に進めていただきたい。

次に、事務の外注量はかなりの量だと思うが、どのくらい外注されていますか。

**総務課長** 電算委託ということでは、給与計算・徴税事務住民基本台帳の記録・国民年

## 一般質問

金などがあり、ほかに設計委託などもあります。

**F議員** 内部処理できるものは、内部で処理することが大事です。コンピューターがあ

れば、わざわざ外部に委託しなくても済むものもあります。将来にわたり、外注の方がいいか、内部処理がいいか、その目安となるものを持つてい

ればお聞きしたい。

**総務課長** 自前で電算管理ということとは、まだテストしていません。県内でも町村ではそこまではいつていない状況です。現在は委託の方が安上がりですが、将来はそういう方向にいくことも考えられます。

**F議員** 一般行政職の職員の給与は、予算書によるとおよそ七億七千万円となり、住民一人あたりに換算するとけっこうな額になります。企業ではだいたい合理化が進んでいるようですが、色々な面で合理化を考え、行政職をあまり増やさない方向で、ブレーキをかける時期にきていると思う

が。

**町長** 行政と企業は違うわけで、行政は住民のサービス機関として奉仕しなければなりません。事務の合理化については、電算処理の導入などを十分考えていかななくてはならないと思います。

**F議員** 麻生町では、運動広場など大きな施設はできているのですが、児童公園・子

ものの遊び場もつくってほしいという声があります。用地の問題などもあると思うが、小公園を各地につくっていただきたい。なお、ちびっ子広場が五カ所あるようですが、場所はどこですか。

**福祉年金課長** 後ほど、報告させていただきます。

**総務課長** 児童公園を、ここでも何々の事業の中で取りこんでいくということは言えませんが、提言のあった主旨をふまえて検討していきたい。

**F議員** 児童公園には、補助金などもあると思うが、町民の福祉のため、用地を取得し各地につくってほしい。

**福祉年金課長** 子どもの遊び場設置要領にしたがい、予算

## 心配ごと相談

と き 毎週木曜日  
午後1:00～3:00  
ところ 麻生町公民館

は少ないのですが、町で補助する制度があります。

**F議員** 歴史民俗の資料館などの建設計画があるかどうかお聞きしたい。

**教育委事務局長** 資料館について、事務サイドでは、昭和六十四年設計、六十五年建設という構想があり、今後、用地等も検討していきたい。なお、町には、町が指定した有形文化財が八点ほどあり、これらを盗難・火災から守り、保存することについても、県などと相談しながら対応したい。

**F議員** 昔の名残りをとどめる古い建物を保存して、町の特色づくりなどもお願いしたい。また、教育の振興とよく言われますが、短大などを誘致して、麻生町は教育の町だという方向づけが大事だと思います。鹿島町で大学の誘致運動をしているという話を聞きますが、そのことについてわかったらお聞きしたい。

**教育長** 県立高校や大学の誘致が話題には出ているということをお聞きしたい程度で、詳しくはつかないですね。

**F議員** 今までに、町に学校関係の申し込みはなかったのですか。

あったが、広大な用地が必要で、なかなか誘致できない状況です。

**C議員** (追加質問) 富田地区で、ゴルフ場の土地買収が始

## 一般質問

まっているようだが、一社しか許可できない面積に、セントラル観光と水郷ゴルフの二社はいつているようです。しかも、一社には、事前協議申請書に町長が判を押したと聞いているが、事実かどうかお聞きしたい。

**町長** セントラル観光から、町にはぜひ迷惑をかけないから受け付けてくれという話があり、受け付けたわけです。水郷ゴルフの方も書類を置いていた状況です。このゴルフ場建設には、許可の枠が一つしかないこと、し尿処理場の予定地があること、そこが農振地域になっていることなど、のむずかしい問題があり、枠が一つしかないんだから、仲よくやってほしいと言っています。

**C議員** そのような問題を残しながら、町が事前協議書に判を押したのが問題だと思う。

問題が解決してから判を押すべきではなかったかと思います。今後、まちがいがありません。お願いしたい。

**助役** 町長が受け付けたということですが、これは協議申し入れ書という県に進達する文書を受けたということ、町長が判を押したということではありません。県に出すま

では、内容の検討などをしなくてはなりませんし、受ける時の約束として、協議がととのわなければ返すという条件も入っています。

## 県政教室に

### 参加しませんか

## 見学施設等

県民の日(十一月十三日)普及事業の一環として、県政教室が実施されます。この教室は、バスで県の施設などを見学していただき、県政についてよりよく知ってもらおうというものです。

(別表を参照)を記入のうえ申し込んでください。なお、一枚の葉書につきお一人様でお申し込み下さい。

### 〈申込先〉

- ▼主催 鹿行地方総合事務所
- ▼実施期日 十一月六日(金)
- ▼実施内容
  - (一) 施設等見学
  - (二) 別表のとおり

- ▼参加資格 十八歳以上の県内居住者(定員は百名)
- ▼締め切り 八月三十一日
- ▼申し込み 官製往復葉書に住所・氏名・年令・性別・電話番号・希望乗車場所

### ▼その他

- ・参加費は無料です。
- ・昼食は各自用意して下さい。
- ・筆記用具を用意して下さい。
- ・小雨決行となります。

| 見学施設     | 乗降場所       | 乗車時間 |
|----------|------------|------|
| 大洗港      | 波崎町役場      | 8:00 |
|          | 鹿島セントラルホテル | 8:40 |
|          | 鹿島町役場      | 9:00 |
| 国営常陸海浜公園 | 荒井バス停      | 9:20 |
|          | 汲上バス停      | 9:30 |
| 県立歴史館    | 潮来町役場      | 8:20 |
|          | 麻生町役場      | 8:35 |
| 県立こども病院  | 玉造駅        | 8:55 |
|          | 関鉄鉾田駅      | 9:30 |

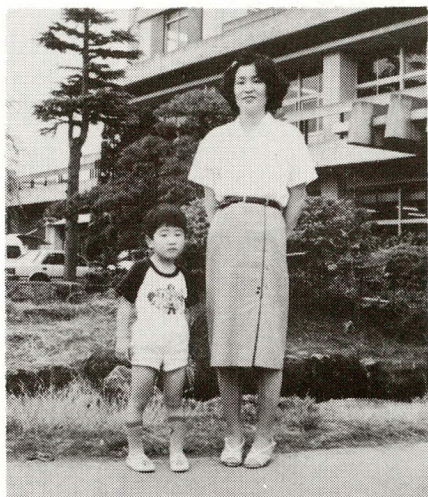
# 健康な歯 大切に!!

## ——よい歯のコンクール——

昭和六十二年度潮来保健所管内の母と子のよい歯のコンクールが七月一日(水)潮来保健所に於いて行なわれました。このコンクールは、小児の虫歯予防と母親の歯に対する関心を高めることを目的として行なっています。

昭和六十一年四月一日から六十二年三月三十一日までの三歳児健康診査を受診した子供とその母親について、ともに虫歯のない親子を各町村で選出し、審査、表彰を行ないます。

六十一年度、麻生町の三歳児の虫歯保有率は七十二・八



麻生町代表の  
菅谷さん親子

口の中での清掃状態が良好で

○歯列・咬合が正常であること

○一本の欠損もなく、歯が全部あること

▼保健所での審査内容は▲

○歯列・咬合が正常であること

○口の中での清掃状態が良好で

○一本の欠損もなく、歯が全部あること

○歯列・咬合が正常であること

○口の中での清掃状態が良好で

○一本の欠損もなく、歯が全部あること

○歯列・咬合が正常であること

○口の中での清掃状態が良好で

○一本の欠損もなく、歯が全部あること

## 年金だより

## あなたの『年金』は大丈夫ですか

あり、歯肉がピンク色であること

○顔・顎の発育とバランスがよいこと

○全身の発育及び栄養状況が良好であること

○健康であること

以上です。

七組の参加があり、この内容を審査したところ、麻生町は惜しくも入賞することはでき

きませんでしたが、潮来町の親子が一位に決定しました。このコンクールは、毎年開催されていますので、みなさんも虫歯予防に励みましょう。

### ワンポイントアドバイス

※ どうせ生え変わるからと乳歯の虫歯を軽視していませんか？

乳歯の下には、永久歯(幼若永久歯)が待機しているこ

とを知っていますか？

乳歯が健康な状態で育ち、自然に抜けていくかどうかは、次に生えてくる永久歯の健康または、歯並びに大きな影響を及ぼします。

虫歯になった時は、すぐに治療して下さい。

予防は誰もが知っています。

「食べたら磨く、約束げんま」

国民年金はみんなが加入しますが、加入した全員が年金を受けられるとは限りません。加入しただけではなく、保険料をキチンと納めておくことが最低の条件なのです。

国民年金の保険料は、二年を過ぎると時効により納めなくても納めることができなくなってしまう。保険料を未納のままにしておきますと

万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなったり、未納期間が多くなると老齢基礎年金まで受けられなくなってしまう。だれもが、いずれは歳を取り、年金を頼りにする時がきます。その時になって後悔しても手遅れなのです。保険料の納入は、だれもがむかえる

老後へむけた生活設計の第一歩であることを忘れなく。

### 老後の支え国民年金

年々平均寿命が伸び、それに伴ってお年寄りの人口も増えています。当然、老後の生

活はだれもが気になるところです。

### 老後へむけた生活設計を

# 国保税の納期内完納に

## ご協力を

昭和六十一年度における、国民健康保険税の収納状況がまとまりましたのでお知らせします。国保税は、五億五千三百七十八万七千円の予定収納額に対し、実績収納額は五億三千三百二十万三千円になりました。これは予定収納額の九十六・三％にあたります。国保税収納率の推移をみますと、昭和五十九年度が九十六・一％、六十年度は九十六・七％と収納率低下の傾向にあります。また、現在までの累積滞納額は、五千九百九十四万八千円になっています。国保税は、国や県からの補助金と合わせて、被保険者のみなさんの医療費として支払われます。このまま滞納額が増加しますと、医療費の支払いに重大な支障が生じます。

昭和六十三年四月には、国民健康保険の目的である相互扶助共済と、国保税の負担の公平の点からも、収納率向上にむけて悪質滞納者に対する措置（被保険者証にかえて資格証明書（交付）を国の方針にそって実施する予定になっています。

これ以上滞納額を増やさないためにも、国保税の納期内完納にご協力ください。

## 「国際交流シンボルマーク」を募集

県では、国際交流推進のための広報資料等に広く活用するための「国際交流シンボルマーク」を募集しています。

▼テーマ―広げよう国際交流  
▼応募資格―県内に居住または勤務（在学）する方。（本県出身者可）▼応募方法―官製はがき、または同サイズの画用紙を使用。裏面上部にシ

ンボルマーク（七cm×七cm、彩色自由）、下部に製作意図をお書きください。表面には住所・氏名（ふりがな）、年齢・職業・電話番号を明記。

▼応募期間―九月十九日まで（当日消印有効）▼送り先―水戸市三の丸一五―三八 県企画部国際交流課 国際交流シンボルマーク募集係あて

## 保健婦だより

(13)

## 献血と血液

### 献血にご協力を！

献血は、健康な人々が見知らぬ人々のために無償で血液を提供することです。

私たちは、今健康でも、いつどのような病気にかかるかわからないような事故に遭うかわかりません。

その時、必要とされるのは献血による血液です。

最近では医学の進歩に伴い、輸血用血液の需要は増大しており、血液が不足しております。

麻生町でも、年三回献血を行ない、住民の方々の協力を得ています。今年度は、二回目の献血として、七月二十四日（金）に麻生町公民館の体育室で行ないますので、ご協力よろしく願います。

### \* 献血のできる人

○血液の比重が一・〇五二以上の人

○過去一ヶ月以内に輸血などの目的で採血されていない人

○満十六歳から六十四歳までの人

○現在又は六ヶ月以内に妊娠していない人

○体重が男子で四十五kg、女子で四十kgをこえる人

○最高血圧が一〇〇ミリ（水銀柱）をこえる人

○現在病気ににかかっている人

### \* 献血で

あなたの健康管理を！

献血するときに、血液型、血液の比重、血圧測定、医師の問診があり、あなたの健康状態を知ることができます。さらに献血していただきます。



すと、コレステロールや肝機能等の生化学検査を行ない、その成績書をご本人あてにお送りしますので、病気の早期発見と予防など健康管理に役立ちます。

### \* ひとくちメモ

○Rh(+)による血液型不適合 血液型の代表的なものとして、A・B・AB・O型の四種類に分けるABO式とRh(+), Rh(-)に分けるRh式があります。

日本人は、Rh(+)の人がほとんどですが、約二〇〇人に一人の割合でRh(-)の人がいます。

妊娠中の母親がRh(-)のときは、母と子はほとんど血液型不適合の組合せになります。

ただ、子供に黄疸が強く出る場合もあるので、医師は十分注意しますが、実際に障害がおこるのはその中の一部にすぎません。

○夫A型、妻O型による血液型不適合 日本人はO型とA型が圧倒的に多いので、妻がO型、夫がA型という組合せはかなり多いのですが、妊娠して実際に子供に障害がおこる率は、Rh(-)の場合よりもはるかに低く黄疸の程度も軽度です。

※ このような血液型不適合が疑われる場合は、早めに医師に相談しておきましょう。

## 飼えなくなった

## 犬や猫を回収します

飼い主の都合で飼えなくなった犬や猫などを、次の日時に、役場前駐車場において無料で回収します。回収時間は、いずれの日も、午後一時三十分から三十五分までの五分間です。回収時間が短いので、早めに会場においでください。

なお、自宅での回収を希望される方は、現金三千円を直接左記まで送金して下さい。自宅まで回収にきてくれます。茨城県笠間動物指導センター 笠間市日沢四七番地（電話〇二九六七―二二〇〇）詳しくは、役場保健衛生課までお問い合わせください。

## 提出の日程表

7月28日(火) 8月4日(火)  
8月11日(火) 8月18日(火)  
8月25日(火)

## 年金証書の提出

老齢福祉年金を受給している方は、八月支払期の年金を受けましたら、別表日程表の日時に年金証書（特別証書もあわせて）を提出して下さい。年金証書を提出しませんでしたら、十二月支払分から年金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

なお、指定された日時に提出できない場合は、八月三十一日までに役場福祉年金課窓口まで持参してください。

| 地区別  | 日 時               | 場 所    |
|------|-------------------|--------|
| 太田地区 | 8月19日(水) 午前9時～11時 | 太田分館   |
| 大和地区 | 8月19日(水) 午後1時～3時  | 大和分館   |
| 小高地区 | 8月20日(木) 午前9時～11時 | 小高分館   |
| 行方地区 | 8月20日(木) 午後1時～3時  | 行方分館   |
| 麻生地区 | 8月21日(金) 午前9時～11時 | 麻生町公民館 |

## 国税モニターに

## 茂木勝夫さん



税金については、多くの方がいろいろな意見などをお持ちのことと思います。それらの意見や要望を適切に税務当局に伝え、税務行政の改善を図るために、国税モニターの制度があります。

国税モニターは、税務署の仕事を客観的な立場からながめて意見を述べたり、みなさんからの意見や要望を聞くなど、納税者と税務署のパイプ役としての役割を持っています。

潮来税務署管内には、4人の国税モニターがおりますが、麻生町から昭和62年度のモニターとして大字麻生403番地の茂木勝夫さん（レストラン経営）が選任されています。お気軽に、ご意見・ご要望をお寄せ下さい。

## 税の窓 ③⑥

ご意見を  
お待ちしております  
います社教  
だより ③⑥

教育委員会では、スポーツの普及と町民の健康と和をめざした、社会体育事業を実施しています。

これからも、競技としてのスポーツとともに、中・高齢者や婦人層を含めたより多くの人達のスポーツ・レクリエーション活動の普及をめざし、魅力あるスポーツ教室や、気軽に参加できる運動会などの企画をしていきたいと思っておりますので、皆様のご意見・ご希望がありましたらぜひ、お寄せ下さい。

- ◎ 7月現在実施しているスポーツ教室  
バドミントン教室、硬式テニス教室  
弓道教室
- ◎ これから実施するスポーツ教室  
親子ハイキング教室  
初心者スキー教室

※ ご意見やお問い合わせは  
教育委員会社教係

T E L 72-0811（内線52,53）

# くらしの豆知識

## クリーニング・オフについて

問 どんな制度なのか。

答 簡単に説明すれば、契約の申込み又は締結をしてから一定期間内なら、理由によらず、一切の不利を受けることなく申込みの撤回、または契約の解除ができるという制度である。このほか、生命保険、新聞など業界で自主的にクリーニング・オフの制度をもっているものもある。

問 訪問販売法等でのクリーニング・オフの七日とはいったいいつまでか。

答 契約の申込み又は契約の締結をした後、七日以内であ

## 麻生の文芸

俳句

十葉の瓦礫に花を咲かせけり  
ガラス戸に書く指文字や五月雨  
所在なき女ひとりの梅雨じめり

短歌

降るような星のきらめく夜の空  
眺めて寂し老の一人居  
通学の生徒降りつくバス停に  
急ぐ身抑へて道の端に待つ  
背の伸びし孫の歩巾を羨しとも  
頼もしきとも思い添えゆく

俚謡

汗がしみ出る梅雨の頃は  
肌着替える日が多い  
晴れのカップルここにも生れ  
心和むよ紙吹雪  
老いにや冷房身体に悪い  
やはり首ふる扇風機

|       |       |       |       |      |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 平山 花風 | 山口 静波 | 小峰 光湖 | 深見 義夫 | 大崎 静 | 小泉 道江 | 前島 ふみ | 永作 せい | 平山 せつ |
|-------|-------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|

れば申込みの撤回または解除ができる旨、及びその方法について「記載した書面」を受領したその日から、その日を含めて七日までに書面を発することにより効力が発生する。一般の契約の場合は書面が届いたときに効力が発生するがクリーニング・オフは例外的に発信した時に効力が発生する。郵便局の消印がめやすになるほとんどの場合、法で義務づけられている「契約内容を明らかにした書面」にクリーニング・オフについて記載されており、契約の申込み又は契約の締結と同時に購入者へ交付されるため、申込みした日、又は締結した日から七日と考えてよい。なお、最終日が日曜日や祝日であっても翌日に延ばすことはできない。

問 販売店セールスマンにはクリーニング・オフのことを口頭で説明する義務があるか。

答 販売店は購入者に対し、クリーニング・オフのことを記載した書面を交付しておればよく、説明する義務まで課せられていない。従って、クリーニング・オフのことを知らなかった場合、書面を読まなかった購入者の責任になる。

問 クリーニング・オフのことを記載した書面を受取っていない場合は、どうなるか。

答 クリーニング・オフの起算日はそのことを記載した書面を受取った日である。従って起算日(書面を受取った日)を含めて七日間を経過するまで、購入者はいつでも契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができる。もし販売店がその書面を交付していないのであれば、購入者はいつまでもクリーニング・オフにより契約の申込み撤回又は契約の解除ができる。



## 戸籍の窓口

おめでとーございます

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 赤ちゃん  | 保護者 | 住   |
| 大久保好二 | 好一  | 田所  |
| 宮内めぐみ | 寛   | 富   |
| 土屋 匠  | 博   | 麻生  |
| 内田さふみ | 正   | 麻生  |
| 平山 一樹 | 三   | 麻生  |
| 梅原 崇秀 | 廣   | 麻生  |
| 矢幡 恵理 | 敏   | 矢幡  |
| 金田 賢幸 | 富   | 矢幡  |
| 庄司 耕平 | 光   | 石   |
| 高野 瑞穂 | 利   | 五町田 |
| 仲野あゆ美 | 啓   | 島   |
| 高崎 律子 | 敏   | 島   |
| 箕輪 昭彦 | 正   | 島   |
| 内野みゆき | 秀   | 高   |

おくやみ申し上げます

|       |     |     |
|-------|-----|-----|
| 死亡者   | 世帯主 | 住所  |
| 高崎 とよ | 三治郎 | 富田  |
| 山本 安江 | 静江  | 麻生  |
| 茂木 實  | ミチ子 | 麻生  |
| 宮内慶三郎 | 文雄  | 矢幡  |
| 境橋 とめ | 勇   | 宇崎  |
| 久保田三郎 | 和男  | 四鹿  |
| 久保田まき | 四郎  | 四鹿  |
| 菅谷 周三 | 幸男  | 天掛  |
| 柏葉 いし | 博   | 籠田  |
| 前川 あき | 行雄  | 於下  |
| 菅谷 武衛 | 弘   | 行方  |
| 大輪 茂  | 英子  | 五町田 |
| 松沢 テツ | 誠   | 島並  |
| 茂木 誠  | 87  | 南   |